

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第16号

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例

鴨川市漁港管理条例（平成17年鴨川市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第9条第3項中「及び占用の期間は1月（工作物の設置を目的とする使用及び占用にあつては3年）」を「の期間は1年、占用の期間は10年」に改め、同項ただし書中「電柱、水道管、ガス管その他の恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他」を削る。

第12条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第2中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。